

政務調査費等一覧表

項目	会派	番号	金額	用途	当事者の主張		
					原告の主張		被告の主張
					違法支出額	主張	
A 研究 研修 費	A	①	3,000	Qネットワーク平成19年度会費	3,000	ア 左記支出は、議員が個人的に参加する団体、会合への参加費、資料代等であり、市政に関する調査研究とはいえない。	a Qネットワークへの参加は、そこで得た福岡県内における女性行政の情報や知識、また他の市町の女性行政推進策を参考にして、本市議会における一般質問を可能にするものであり、また、福岡県地方議員交流会への参加も他市町の市政状況を調査研究するためのものであり、いずれも市政の調査研究に係るものである。
		②	2,100	同ネットワーク参加のための高速道路利用代金	2,100		
		③	600	同駐車場利用代金	600		
		④	1,000	第25回福岡県地方議員交流会会費	1,000		
	B	⑤	20,000	平成19年12月21日に開催されたRセミナー「・・・」(以下「Rセミナー」という。)のパーティー券(2人分)	20,000	イ(ア) Rセミナーは政治資金規正法8条の2に規定する政治資金パーティーである。 (イ) 政治資金パーティーは、対価を徴収して行われる催物であり、対価収入額から経費を差し引いて残額を政治活動に支出することとされているものであり、直方市政の調査研究に資するものではない。 (ウ) 後記Bアに同じ。	b(a) 政治資金パーティーに参加することで、政治や社会情勢に関する講演を聴取し、また、他の参加者と意見交換することができ、そこで得られた知識や情報を市政に反映することができるのであるから、同参加費用が当然に違法支出となるわけではない。 (b) Rセミナーは、政治資金パーティーであるが、自動車業界の動向などの最新の情報が得ることが期待できるものであり、自動車関連企業の企業誘致を目標に産業団地造成事業に着手する直方市政の調査研究に係るものである。 (c) 後記Baに同じ。
		⑥	3,600	同旅費(2人分)	3,600		
		⑦	4,000	同日当(2人分)	4,000		
	D	⑧	30,000	Rセミナーのパーティー券購入費用(3人分)	30,000	ウ 上記イ(ア)(イ)に同じ。	c 上記b(a)(b)に同じ。
		⑨	60,000	平成20年2月1日に開催されたS参議院議員の□□就任を励ます会(以下「励ます会」という。)のパーティー券購入費用(3人分)	60,000	エ(ア) 励ます会は政治資金規正法8条の2に規定する政治資金パーティーである。 (イ) 上記イ(イ)に同じ。	d(a) 上記b(a)に同じ。 (b) 励ます会は、政治資金パーティーであるが、直方市の重要施策の一つである環境行政について今後の国の動向を知る機会であり、企業誘致を含めた直方市の経済浮揚策について様々な情報を得ることができるものであり、市政の調査研究に係るものである。

	⑩	36,000	寿司店における毎月1回の定例会(3000円/月×12か月)	36,000	オ 寿司店という飲食を主とする店舗での会合の目的、内容は、主として参加者の親睦にあると見るのが相当であって、調査研究のための会議とはいえない。 また、定例会は会派活動、政治活動に外ならず、そのための経費は目的外支出である。	e Dは、事務所を所有しておらず、その構成員の妻が経営している「〇〇寿司」の1部屋を無償で借り、毎月の定例会に使用しているのであり、その際の茶菓子代を用途基準に基づき支出しているものである。そして、定例会の主な内容は市政に関するものである。
E	⑪	5,000	人権問題研究集会参加資料代(2人分)	5,000	カ 上記アに同じ。	f 人権・同和問題は、市政においても重要な問題の一つであり、左記研究集会への参加は、県内、全国の同和問題解決への取り組みなどを知り、交流できる貴重なものであり、市政に関する調査研究活動に当たる。
G	⑫	10,000	Rセミナーのパーティー券購入費用	10,000	キ 上記イ(ア)(イ)に同じ。 なお、左記パーティー券に関しては、費用を支払ったものの、実際には出席すらしていないものも多数ある。	g 上記b(a)(b)に同じ。
	⑬	7,000	平成19年7月23日に行われたTセンターへの支出	7,000	ク 左記支出は、資料購入費ではなく、セミナー参加費等とされていることからして、書籍の購入費であるとは考え難く、他に、具体的かつ合理的説明がされない限り、政治資金パーティー購入費用等の目的外支出と推認するのが相当である。	h 左記支出は、国の各種政策の解説等を記載した雑誌「△△」の年間購読料である。 このような書籍の購読は、議員としての知識を向上させ、国の政策を市政で活用するために必要かつ有益なことであり、市政に関する調査研究に資するものである。
H	⑭	20,000	Rセミナーのパーティー券(2人分)	20,000	ケ 上記イに同じ。	i 上記bに同じ。
	⑮	3,600	同旅費(2人分)	3,600		
	⑯	4,000	同日当(2人分)	4,000		
B 調査旅費	A ①	25,500	平成19年8月7日の春日市行政調査の日当(3人分)、同月8日及びよく9日のU組視察の日当(3人分)	25,500	ア 調査研究活動は議員の自発的意思に基づいて行われるのであるから、調査先での昼食費等の諸経費及び交通費等の現地経費を賄うための日当については、その実費分のみが、政務調査費の目的に適合する。そうであるところ、左記日当は、定額が支払われているのであるから、政務調査費の目的に適合しない違法なものであるというべきである。 また、左記調査には、左記日当の外に旅費として目的地における交通費が支給されており、日当支給は経費の二重支出である。	a 本件用途基準は、先進地調査又は現地調査に要する旅費について、「直方市職員の旅費に関する条例」に基づく算定によるとしており、同条例では、日当は定額にするとされている(9条)のであるから、日当を定額で算定しても何ら違法ではない。 また、日当に含まれる現地交通費は、目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を指し、目的地に到着するまでの交通費は含まれないのであって、二重支出はない。

	②	33,165	平成19年7月19日の株式会社Vへの支払	33,165	イ 調査の目的が不明であり、政務調査費とは認められない。	b 公共工事を実施するための手法の一つであるプライベート・ファイナンス・イニシアチブ（PFI）事業に関するU組への視察であり、Bで研究するために事前調査を行った1人分の旅費であり、市政の調査研究に資するものである。
B	③	115,480	平成19年10月31日から同年11月2日までの滋賀県長浜市の視察（以下「長浜市視察」という。）及び「Z特別セミナー」（以下「特別セミナー」という。）旅費、宿泊費、研修参加費、諸口（2人分）	127,980	ウ（ア） 調査旅費を政務調査費から支出するためには、①調査の目的が直方市政の調査研究という政務調査費の趣旨に適合すること及び②調査先において直方市の事務や行政に関した中身のある説明や質疑がされることが必要であり、また、③視察が客観的に調査研究の実質を有すること、④出張に先立って調査項目等を準備すること、⑤視察によって得られた聴き取り等の結果をその後の利用に供するため視察報告書として保存すること及び⑥視察中にどのような事項について聴き取りをし、聴取対象者からどのような情報を得たのか明らかにすることが重要である。 （イ） そうであるところ、左記セミナー等は、直方市政に関する調査研究とは関連性が乏しく、市議会議員としての見識や教養を高めるためのものであるというべきであるし、上記②、④ないし⑥を欠くものであり、適法な政務調査費とはいえない。	c 特別セミナーは、全国から市議会議員が参加し、有識者による講演が行われるもので、市政の調査研究に資する。 日当については、上記aに同じ。
	④	25,000	同日当（2人分）	12,500	（ウ） また、日当については、上記アに同じ。	
	⑤	10,000	平成20年2月12日及び同月13日の視察の日当（2人分）	10,000	エ 上記アに同じ。	d 上記aに同じ。
C	⑥	17,000	行政視察の日当（2人分）	17,000	オ 上記アに同じ。	e 上記aに同じ。

F	⑦	131,240	W研修会の参加費, 2007年X大会の 参加費,護憲大会の 航空券代,宿泊費, Y集会の参加費,そ の他,研修会等への 旅費	131,240	カ 上記ウ(ア)に同じ。 左記各調査の目的は,直方市政の調査研究 とは関連性がないものであるし,上記ウ(ア) ④ないし⑥を欠き,市政に関する調査研究と しての実質を有していないこと(同③)は明 らかである。 よって,適法な政務調査費とはいえない。	f 左記研修会は企業の誘致に関するもので あり,市政に関する調査研究に資するもので ある。 X大会は1983年直方市による「非核平和都 市宣言」以降,特に取り上げてきた平和行政 についてのものであり,市政に関する調査研 究に資するものである。 左記護憲大会は憲法と自治体の関係に関す るものであり,市政に関する調査研究に資す るものである。 左記集会は食の安全等の環境問題等に関す るものであり,市政に関する調査研究に資す るものである。 その他の研修会等も市政に関する調査研究 に資するものである。	
	⑧	18,000	同日当	18,000	キ 上記アに同じ。	g 上記aに同じ。	
	かす け	⑨	22,500	行政視察の日当	22,500	ク 上記アに同じ。	h 上記aに同じ。
	H	⑩	115,480	特別セミナー旅費, 宿泊費,研修参加 費,諸口(2人分)	127,980	ケ 上記ウに同じ。	i 上記cに同じ。
		⑪	25,000	同日当(2人分)	12,500		
		⑫	10,000	平成20年2月12 日及び同月13日の 視察の日当(2人 分)	10,000	コ 上記アに同じ。	j 上記aに同じ。
C 資料 作成 費	A	①	68,744	コピー機インク代, コピー用紙代等	34,372	ア 議員の活動は,議会活動,会派及び政党 活動,選挙活動,後援会活動,私的活動等多 様であり,左記のような経費については,政 務調査費に当たる費用とそうでない費用とが 渾然一体となっており,その合理的区分が困 難であるから,それが市政の調査研究活動の ためにのみ使用されていることの具体的事実 や証拠が示されない限り,2分の1を目的外 支出と考えるのが相当であるところ,被告 は,何ら上記具体的事実及び証拠を示してい ない。	a Aは,同会派が行った視察や研修及び議 会の流れ等について,市民のために多くの資 料を作成しており,これに必要な部材につい ては,個人利用や議員活動に関するものと区 別して購入しているのであって,市政に関す る調査研究活動に資する経費とそれ以外が混 在することはない。

B	②	50,244	インクカートリッジ代, プリンター光沢紙代等	25,122	イ 上記アに同じ。	b Bは, 調査研究に係る活動以外に使用しないよう分別管理をし, 視察研修等の報告に使用する資料作成など, 政務調査費の支出に反しない用途に使用している。
C	③	21,983	デジタルカメラ購入代金	21,983	ウ 左記機材等は, 私的活動, 会派及び政党活動又は後援会活動等の市政に関する調査研究活動以外のために使用されることが大半であり, 主として政務調査活動に供されていることの補足的説明が相当の根拠をもって示されない限り, 社会通念上, 政務調査費支出の合理性ないし必要性を欠くというべきところ, 被告は, 上記説明及び根拠を何ら示していない。 よって, その全額が違法な支出である。	c デジタルカメラは, 市政に関する現地調査などでしか使用しておらず, 現場の情報収集には欠かせないものである。 なお, Cでは, 議員が落選もしくは引退した場合, これを返納することとしている。
	④	157,509	パソコン購入代金	157,509	エ 上記ウに同じ。	d 現在, インターネットによる情報収集は, 議員における調査研究において, 最新かつ幅広い情報を得る必要性もあり, 大きな位置を占めている。そのような実態を勘案すると, パソコンは, 資料作成やそのための情報収集に必要不可欠であり, 市政に関する調査研究に資するものである。 また, パソコンについても, 議員が落選もしくは引退した場合, これを返納することとしている。
	⑤	30,830	プリンター用インクジェット代, コピー用紙代, 無線ルータ代	15,415	オ 上記アに同じ。	e 否認ないし争う。
E	⑥	347,025	印刷機リース料, 保守点検料, デジタルカメラ購入費等	347,025	カ 上記ウに同じ。	f 印刷機の年間維持, 管理料は, 正当な支出であり, デジタルカメラ, メモリーカードは議会ニュースや会派の活動報告などを作成する際に使用するもので, 他の使用をしないよう管理しているし, 印刷機リース代は, 党管理の印刷機であり, 他の使用をしないよう管理しており, いずれも正当な支出である。
	⑦	43,230	印刷機インク代, マスターペーパー代	21,615	キ 上記アに同じ。	g Eは, 調査研究活動以外の目的に使用しないよう分別管理をしている。

	G	⑧	10,790	インク・トナー、コピー用紙代	5,395	ク 上記アに同じ。	h 同会派は、市政報告書など文書をすべてプリンターで打ち出しており、提出された領収書の数倍の購入があり、少なくとも提出された領収書程度の使途基準に反しない支出があると認められる。
	H	⑨	258,000	パソコン購入費	258,000	ケ 上記ウに同じ。	i パソコンは、資料作成及び記録の保存、インターネットを活用した市政に関する調査を行う上で必要である。
E 広報費	A	①	87,800	撮影機代	87,800	ア 本件使途基準における広報費に該当しないし、実質的にも、上記撮影機やアンプは、高額であり、市政調査研究活動のみに使用するために購入されたとは考え難く、主として、会派活動や議員活動のために購入されたものというべきであって、市政の調査研究に必要な経費とはいえない。	a 本件使途基準に挙げられた使途は例示列挙されたものにすぎず、撮影機やアンプの購入費も、市政報告を行う際に、その説明を効果的に行うための経費として、当然に広報費に含まれるというべきである。 そして、左記機材は、いずれも市政報告を行う際に、説明を効果的に行うためにマイク設備として購入されたもので、同経費は、広報費に当たる。
		②	36,000	アンプ代	36,000		
	B	③	55,800	議会報告の印刷代、80円切手代	27,900	イ 市政に関する意見及び要望を吸収することを目的にしたものか判然とせず、市政の調査研究活動との関連性が何ら明らかにされていないし、左記の使途からして、そこに市政の調査研究活動の報告以外の議会活動、会派又は政党活動、後援会活動等の報告が含まれていることが通常であることは社会通念上認められるのであるから、左記経費には、市政の調査研究活動に関係しない部分が混在していると推認され、その半額が違法な支出となる。	b 議会報告書を3500部印刷した際の印刷代とそのうち200部を郵送した際の切手代であり、いずれも広報費に含まれる。
	C	④	7,100	議会報告作成のための印刷機使用料	3,550	ウ 上記イに同じ。	c 議会報告を作成するための経費であり、これは、議会報告会を行う際等に意見聴取のために使用されているから、同費用は広報費に当たる。
	共産党	⑤	43,733	議会報告及びニュース発行の用紙等	21,866	エ 上記イに同じ。	d 市政調査研究活動等についての市民に対する報告以外で使用しないよう管理されており、混在はない。
	クラブ	⑥	85,503	コピー用紙、印刷代等	42,751	オ 上記イに同じ。	e 議会便りや資料の印刷に使用した経費であり、広報費に当たる。

G	⑦	6,850	平成20年2月21日の議会報告会(以下「本件報告会」という。)の葉書代	6,850	カ 本件報告会は、1人当たり約4000円の飲食を伴う会合、宴会であり、また、あらかじめ特定の市民に対して葉書を送付し、出席者をマイクロバスで送迎していることからして、同報告会が支持者、後援会員を対象とした後援会活動であることは明らかであり、市政の調査研究に必要な経費とは認められない。	f 本件報告会は、数百名程度出席者がいる報告会であるから、そのための会場費、スクリーンプロジェクター費及び送迎バス費として、合計9万円は不合理とはいえない。また、葉書代は、306通投函した内の137通分に過ぎない。	
	⑧	90,000	同報告会の会場費、スクリーンプロジェクター費、送迎バス費合計	90,000	また、そもそも、御精算書(甲8の2)によれば、会場費等合計額9万円と同額の値引きがされており、同経費の支出は認められない。	なお、料理については、本件報告会の後に、出席者が主体となって親睦会が行われたもので、同報告会と同じ会場であったため、議員名義の合算された精算書が出されたにすぎないし、その一人当たりの金額はさほど高額ではない。	
	⑨	36,750	市政報告印刷代	18,375	キ 上記イに同じ。	g 自治体のあるべき姿や財務などにかかる学習成果等も盛り込んだ市政報告の印刷に使用した経費であり、広報費に当たる。	
F 事務所費	A	①	116,024	周辺機器代、プリンタードラム、コピー機リース代及びカウンター代、USBリーダー代、ストッカー代、徳用はがき代	116,024	直方市議会の各会派において、市政に関する調査研究のためにのみ事務所を設置し、同事務所で調査研究活動をしている会派は存在しないこと、左記事務所費に係る領収証の大半が、Aに所属する議員宛であることから、同経費は議員個人の自宅や議員個人が営む他の業務における事務所に係る費用であることが推認されることからして、被告の側で、当該事務所で調査研究活動をしていることについて合理的に説明がされない限り、当該事務所費を政務調査費から支出することはできないというべきであるところ、そのような合理的説明はされていないから、上記支出は違法な支出であるというべきである。	左記事務所費に係る事務所は、Aの所属議員が所有する事務所であるが、個人の自宅とは別に、会派が市政の調査研究に資する会合の他、面談、学習などを行うためのみに使用されている事務所であり、左記経費は、その設置管理に要する費用であって、事務所費に含まれる。 なお、議員個人宛の領収書が多いのは、当該事務所が会派所属議員の所有物であるからにすぎない。
G 事務費	A	①	113,504	電話料金	113,504	ア 特定の政務調査研究活動のために、固定電話を設置し、毎月継続して携帯電話やインターネットを使用する必要があるとは考え難く、これらは、会派活動、議員の個人的活動、議員の政治活動、後援会活動等に使用されているものとするのが合理的であるところ、これに対して、被告は、これらがどのような特定の調査研究活動のために使用されたのかについて具体的な主張立証をしていないのであるから、上記使用料等は全額目的外支出であるというべきである。	a 左記会派所属議員2名のうち1名については、固定電話を会派として使用している事務所に設置している。また、他の1名は、議員の家族で経営している店舗の1室に設置しているが、店舗の経営に係る使用については別回線を設けており、使い分けている。 よって、違法な支出とはいえない。

	②	67,204	コピー用紙代，郵便料金等（DVDメディア代4472円を除く）	47,043	イ 調査研究のための事務所が設置されていないことからすれば，多くの事務経費が調査研究に関連しないものと見るのが合理的であり，政務調査費から支出できる経費は3割程度であって，その余の7割は違法な支出となる。	b 消耗品なども，専用のプリンターを使用しており，プライベートなことに併用していない。
B	③	66,013	電話料金	66,013	ウ 上記アに同じ。	c 議員活動にとって市民との接点，窓口としての電話，携帯電話，FAX等は，通報，調査依頼，苦情等の受付手段として欠かすことのできないものであり，必要不可欠である。 なお，電話代は，12か月間のうち，4か月分しか提出しておらず，年間の政務調査にかかる電話代はこれを下回るものではない。
	④	29,414	その余，ガソリン代，インクトナー代等	20,590	エ 上記イに同じ。	d ガソリン代は，現地確認や視察等の移動のために必要不可欠であるし，事務費として計上しているのは，そのうちの一部に過ぎない。 また，文房具用紙は，消耗品であり，事務の必需品である。
C	⑤	150,925	インターネット接続料，光回線利用料，携帯電話基本料	150,925	オ 上記アに同じ。	e 議員個人に事務所を持つことができない以上，議員個人の自宅が事務所代わりとなることはやむを得ない。 携帯電話及びインターネットは情報収集に不可欠である。なお，インターネットは，政務調査のために備えたものであり，他の目的では使用していない。 携帯電話2台に関しては，それぞれ10か月分及び6か月分の基本料金しか請求しておらず，携帯電話の全体の使用量からみて問題があるとは考えられない。
D	⑥	89,890	電話料金	89,890	カ 上記アに同じ。	f 左記会派は事務所を所有していないため，各議員の調査活動における通信手段は，議員各自が有する携帯電話，固定電話，FAX等となるが，このうち，使用頻度の高い携帯電話について，会派構成員3人のうち1人分を対象に，さらに3分の2して計上している。
ク 市	⑦	159,298	電話料金	159,298	キ 上記アに同じ。	g 携帯電話は，行政や議員活動について使用する頻度が高く，必要不可欠である。

民 ブ	⑧	76,425	プリンター代, パン コン修理代等	53,498	ク 上記イに同じ。	h 否認する。
G	⑩	80,673	インターネット回線 使用料	80,673	ケ 上記アに同じ。	i 議員としての各種情報収集にインター ネットの利用は欠くことができない。 左記会派は, 光回線を職場の事務所と自宅 に1本ずつ引いているところ, 回線使用料の 月当たり2087円は双方とも政務調査費と して計上しているが, 接続料については, 事 務所分しか計上していない。 その他, 携帯電話や固定電話の経費は一切計 上していないし, パソコン関係でも外部メモ リの負荷やセキュリティソフトのインストー ル等の費用は計上しておらず, 政務調査費と して計上したのはごく一部である。
	⑪	130,000	パソコンメモリー, コピー機代	91,000	コ 上記イに同じ。	j コピー機は, 19万8000円したとこ ろ, 使用頻度を考慮して, その半額を計上し たものである。ただし, 実際には, 市政に関 するものが膨大であったのであり, 左記支出 に目的外支出はない。